

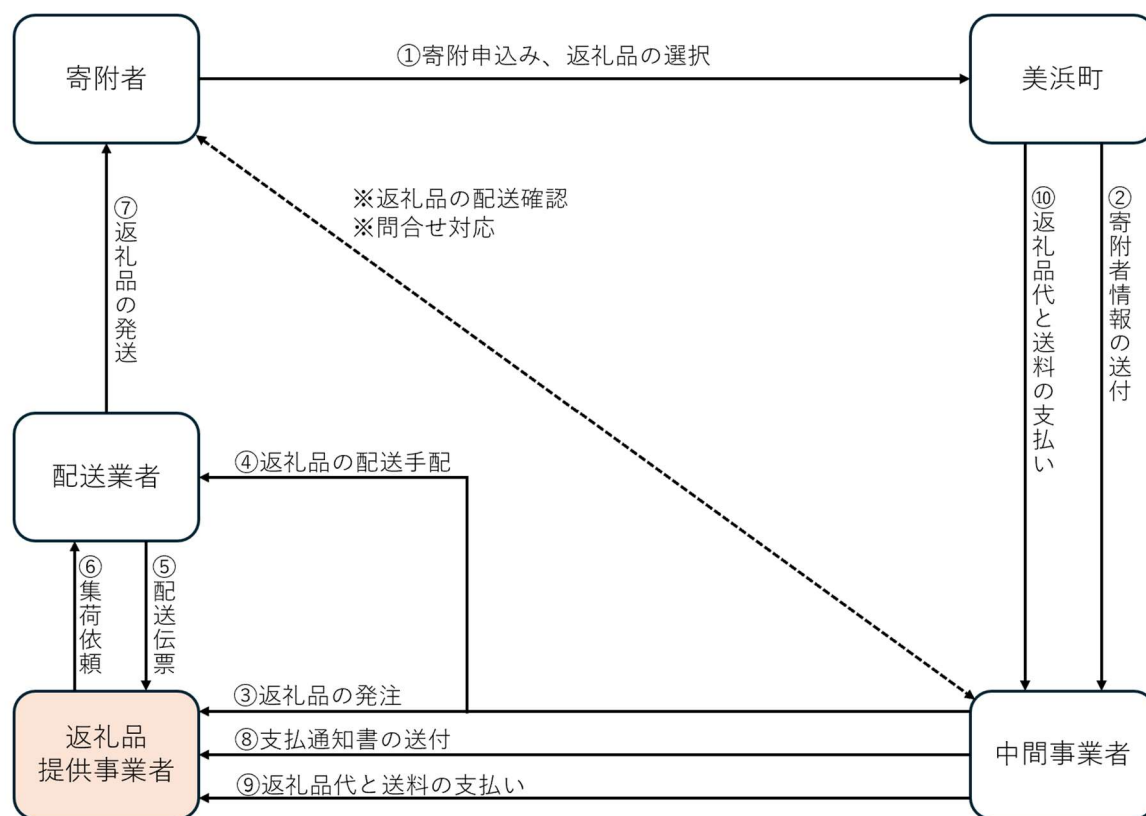
## 美浜町ふるさと応援寄附金返礼品提供事業者募集要項

### 1. 目的

美浜町（以下「町」という。）に対して、美浜町ふるさと応援寄附金（以下「美浜町ふるさと納税」という。）をいただいた寄附者に感謝の意を表するとともに、町の魅力発信、産業振興及び地域経済の活性化を図るため、寄附者に返礼品を提供していただける事業者（以下「返礼品提供事業者」という。）を募集する。

### 2. 事業概要

- (1) 寄附者は、寄附金額に応じて希望する返礼品を選択し受け取ることができる。ただし、寄附者が町内在住の場合や返礼品の提供を希望しない場合は、この限りではない。
- (2) 町が利用するふるさと納税ポータルサイト等に返礼品の画像、商品名、事業者名等を掲載することにより、自社の商品や取り組みを全国に広くPRすることができる。また、返礼品発送時に、自社のチラシ等を同梱することにより、自社のPRをすることができる。
- (3) 効率的な運営のため、町は返礼品取扱業務を町が指定する受託事業者（以下「中間事業者」という。）に委託する。ポータルサイトへの返礼品登録、返礼品の受発注、返礼品代の精算等の業務は、中間事業者が実施する。
- (4) 事業の流れは、以下の図のとおりとする。



< 返礼品の準備・梱包 >

### 3. 返礼品提供事業者の応募要件

返礼品提供事業者は、以下の要件をすべて満たすものとする。ただし、要件に適合しても町が返礼品提供事業者として適当でないと認めた場合は、この限りでない。

- (1) 税の滞納がないこと。
- (2) 各種法令を遵守した生産、製造及び販売を行っていること。
- (3) 町が必要と認めた場合に実施する各種法令遵守及び地場産品基準等についての調査や確認に適切な対応ができること。
- (4) 代表者等が、美浜町暴力団排除条例(平成 23 年条例第 21 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員又は当該暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。
- (5) 個人情報保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)を遵守できること。

### 4. 返礼品の要件

返礼品の詳細な要件は、以下の要件を全て満たす商品やサービスとする。ただし、要件に適合しても、町が適当でないと認めた場合は、この限りではない。

- (1) 平成 31 年 4 月 1 日付総務省告示第 179 号第 5 条の総務省告示第 179 号第 5 条の総務大臣が定める基準に該当するものであること。
- (2) 町の PR や地域産業の振興につながる商品であること。
- (3) 品質及び数量の面において、安定供給が見込めること。ただし、期間限定・数量限定で供給可能なものは取り扱えるものとする。
- (4) 町及び中間事業者から発注があった場合に、速やかに発送対応が可能であること。
- (5) 食品衛生法、食品表示法、農林物資の規格化等に関する法律、商標法、特許法、著作権法、不当景品類および不当表示防止法、不正競争防止法など、関係法規を遵守しているものであること。
- (6) 飲食物の場合は、寄附者に到着後一定期間の消費期限又は賞味期限を有しているものであること。
- (7) 資産性の高いもの（貴金属、宝飾品類等）でないこと。
- (8) 宿泊及び役務の提供については、町内でサービス提供されるものであること。また、利用にあたっての予約方法が確立しており、寄附者との調整が行える体制が整っているとともに、利用券等の発行後、一定期間利用可能なものであること。

- (9) 物品又は役務と交換するための商品券等の場合は、交換対象となり得る物品又は役務のすべてが(1)のいずれかに該当するものであること。  
また、基準を満たしていない物品又は役務が交換対象とならないように適切な対策が講じられていること。
- (10) 公序良俗に反したものでないこと。

#### 5. 返礼品提供事業者登録の申込

美浜町ふるさと納税返礼品提供事業者登録申込書（様式第1）及び美浜町ふるさと納税返礼品登録申請書（様式第2）に必要事項を記入し、以下のとおり提出すること。

- (1) 添付書類
- ・ 返礼品等の画像データ
    - …ポータルサイトに掲載できる写真データ
  - ・ 事業者概要、パンフレット等、事業者の活動内容がわかる資料
    - …ホームページ等で確認できる場合は省略可能
- (2) 受付期間
- 随時受付
- ※町の審査後に直近の総務省の審査に付するため、登録までに相当の期間を要する。
- (3) 提出方法
- 原則、電子メールによる提出とする。
- (4) 審査結果の通知
- 町が申込内容等から総合的に判断し、総務省の審査結果をふまえて返礼品提供事業者に通知する。

#### 6. 登録内容の変更・廃止

- (1) 返礼品提供事業者の登録内容に変更があった場合は、美浜町ふるさと納税返礼品提供事業者登録申込書（様式第1）を改めて提出すること。
- (2) 町は、返礼品提供事業者及び返礼品登録後、以下の事由に該当する場合、返礼品のポータルサイト掲載の停止、もしくは返礼品提供事業者及び返礼品の登録を廃止することがある。
- ・ 返礼品提供事業者の要件や返礼品の基準等を満たしていないことが判明した場合（総務省の基準変更により基準を満たさなくなった場合を含む）
  - ・ 返礼品としての取扱いに支障がある事由が生じた場合
  - ・ 町のイメージを損なう事態を生じさせた場合

- ・上記事由に該当がある疑義がある場合  
なお、返礼品提供事業者の全ての返礼品の登録が廃止となったときは、返礼品提供事業者の登録について、原則として廃止するものとする。

#### 7. 返礼品提供事業者の登録期間

返礼品提供事業者として登録される期間は、認定を受けた年度の年度末までとする。ただし、期間満了の1か月前までに特段の申し出がない場合は、登録期間を1年間更新し、以後同様とする。

#### 8. 返礼品の提供価格と寄附金額

返礼品の提供価格には、本体価格のほか、箱代や包装代、消費税等を含むものとする。送料については、原則町が実費を負担する。

寄附金額は、総務省の基準に基づき、返礼品の提供価格が寄附金額の3割以下となるよう、町で定める。

#### 9. 返礼品の発送

返礼品の発送は、原則中間事業者が指定する配送業者等が返礼品を集荷し、寄附者へ配送する。ただし、中間事業者を介さず返礼品の発送を依頼する場合がある。

#### 10. 費用負担

- (1) 返礼品の提供及び送付にかかる費用は、町が負担する。支払いについては、返礼品提供事業者が指定する口座に中間事業者から振り込むものとする。
- (2) 返礼品提供事業者の責めに帰すべき事由による必要経費等（例：返礼品の誤発送や返礼品の品質問題等による返礼品の回収及び再発送、代替品による補償及び交換等に要する返礼品代や送料等）については、返礼品提供事業者の負担とする。
- (3) 寄附者の過失により返礼品が受け取られず、返送となった場合は、速やかに中間事業者に報告し、返礼品提供事業者の責めに帰さない町が認める場合、1回に限り送料を町が負担する。その場合、原則再発送は行わないが、寄附者から再発送の依頼があった場合は、その都度町と協議の上で対応する。
- (4) 配送業者の配送事故等については、配送業者との取り決めにより対応する。
- (5) 中間事業者の過失により、返礼品を提供することができない場合は、中

間事業者との取り決めによる対応する。

- (6) 天災等の不可抗力事由により返礼品を提供することができない場合は、町と協議の上で対応する。

#### 11. その他留意事項

- (1) 返礼品提供事業者は、美浜町ふるさと納税返礼品提供にかかる業務を処理するために町から提供される寄附者の個人情報、返礼品の送付目的以外に利用してはならない。
- (2) 返礼品の品質等に関する苦情や補償に関しては、返礼品提供事業者が真摯に対応して解決に努めること。また、内容や対応状況について速やかに中間事業者を通じて町に報告すること。
- (3) 返礼品提供事業者から提供を受けた返礼品の写真、紹介文等について、町は美浜町ふるさと納税に関する広報活動を行う中で、雑誌や新聞、テレビ等に情報や画像を提供できるものとする。
- (4) 適正な制度運用のために、町は必要に応じて全ての返礼品提供事業者に対し、町が必要と認める書類の提出を求めると及び美浜町ふるさと納税返礼品提供にかかる業務等に関するヒアリング・調査（実地調査を含む。）を行うことができる。
- (5) 本要項に定めのない事項や疑義が生じた場合は、町と協議のうえ解決するものとする。

#### 12. 申込・問い合わせ先

美浜町役場 地域戦略課 プロモーション係

〒470-2492 愛知県知多郡美浜町大字河和字北田面 106 番地

電話：0569-82-1111 F A X：0569-82-4153

メール：senryaku@town.aichi-mihama.lg.jp